

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日 法律第127号）に基づく情報の公表

随意契約の内容

工事名称	麴町議員宿舎南棟外壁その他改修工事（23）
場 所	東京都千代田区麴町4-7 麴町議員宿舎
種 別	建築一式工事 等級「A」又は「B」
概 要	麴町議員宿舎南棟の外壁劣化のため、外壁改修等を行うものである。
契約年月日	令和5年8月31日
契約の相手方の商号又は名称及び住所	株式会社松下産業 東京都文京区本郷1-34-4
予定価格	51,051,000（円）
契約金額	51,040,000（円）
随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99条の2 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき
工 期	令和5年9月1日から令和6年2月29日まで
変更契約年月日	令和6年2月26日
変更金額	17,050,000（円）
変更契約後の契約金額	68,090,000（円）
変更契約の理由	現場詳細検討の結果、外壁の劣化状況により外壁改修範囲の変更等が必要になったため。